

令和7年7月11日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 田 中 章 弘

事件名：泉南市情報公開決定（令和6年度泉南秘第218号）の件

諮問日：令和7年4月10日（令和7年度諮問第1号）

答 申 書

第1 審査会の結論

泉南市情報公開決定（泉南秘第218号）につき「一部公開」とした決定について、一部公開すべきであるとした判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、令和6年9月25日付けで「泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会では、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。市長部局の公文書の中で、当該事案のいじめ防止対策推進法第30条第1項で規定されたいじめ重大事態発生の報告の文書。」（以下「本件対象文書」という。）の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を泉南市長宛てに行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求について、個人に関する情報及び公開することにより、当該事務事業の適正な遂行を妨げるおそれのある情報を非公開部分とし、本件対象文書を一部公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年10月17日付け泉南秘第218号泉南市情報公開決定通知書で審査請求人に対して通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年1月16日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。
- 4 処分庁は、令和7年2月18日付けで弁明書を審査庁宛てに提出した。

- 5 審査請求人は、弁明書に対し、令和7年3月24日付けで行政不服審査法第30条第1項の規定による反論書を審査庁及び処分庁宛てに提出した。
- 6 審査庁は、令和7年4月10日付けで条例第16条第1項の規定により泉南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 7 審査請求人は、令和7年5月14日付けで泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年泉南市条例第30号）第8条の規定による意見書を審査会宛てに提出した。

第3 審査請求の趣旨

本審査請求に係る処分の請求書（令和6年9月25日付け市長宛泉南市情報公開請求書）に審査請求人が条例第6条第2号に基づき記載した件名に対して、令和6年10月17日付け泉南秘第218号泉南市情報公開決定通知書にて通知された一部公開の処分の取り消しを求める。審査請求人が情報公開請求した文書は「4. 審査請求の理由」に示したように、存在しないので非公開決定とすべきである。

第4 処分庁の主張の趣旨

弁明書及び審査庁の説明によると、処分庁の主張は概ね次のとおりである。

処分庁においては、令和4年12月1日付け泉南教委指第1748号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」及び令和4年8月26日付け「本校における●のいじめ調査報告書」の文書を令和4年12月1日付けで受け付けている。令和4年12月1日付け泉南教委指第1748号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」の文書には、「いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したとの報告があったので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。」と記載されている。

よって、情報公開請求書の件名の対象となる公文書として、令和4年12月1日付け泉南教委指第1748号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」及び令和4年8月26日付け「本校における●のいじめ調査報告書」が該当すると判断したものである。

以上のことから、本件処分は妥当であり、取り消しの必要性はないと認識している。

第5 審査会の判断の理由

- 1 審査会は、泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会において報告された「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案を確認し、特定した。

その上で、一部公開された書面が、当該事案にかかる書面であり、かつ、いじめ防止対策推進法第30条第1項に規定する報告文書であることを認めた。

したがって、本件処分に誤りは認められないから、一部公開とする本件処分を取り消すべき理由はない。

2 なお、審査請求人は、令和4年12月6日付け情報公開請求時に、文書不存在を理由とする非公開決定が出されていた旨を指摘している。

この点について、今回審査請求の対象ではないため適否の判断はできないものの、今回調査審議した書面から明らかな時系列に従えば、当時の非公開決定が誤りであった可能性は否定できない。

しかしながら、このことは、一部公開とする本件処分を取り消す理由には当たらないため、第1に記載の審査会の結論には影響しない。

第6 結論

以上により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。